

三原市犯罪被害者等

支援条例 を施行しました

もし、突然犯罪に巻き込まれたら・・・
犯罪被害者やその家族は様々な問題を抱えます。

手続きの問題

捜査や裁判の
手続きなど

心身の問題

恐怖、不安からくる
頭痛、不眠など

経済的な問題

医療費や葬儀費、
休業・失職など

二次被害

無責任なうわさや
心ない言葉など



市では、市民が安心して暮らすことの出来る社会を目指して、
令和7年4月1日に犯罪被害者等支援条例を施行しました。
犯罪被害者と、その家族の人権に配慮しましょう。

被害の状況に応じて見舞金を支給します。その他
支援制度や条例の内容など、詳しくは市HPへ→



三原市役所人権推進課
TEL 0848-67-6044